

公益社団法人東京都大田区大森歯科医師会

役員の報酬等及び費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人東京都大田区大森歯科医師会の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。ただし、この法人の役員はすべてこの法人を主たる勤務場所としない非常勤役員とし、常勤役員は置かないものとする。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。また、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益は支給しない。

(報酬の支払方法)

第4条 役員報酬は、現金をもって支給する。

2. 役員報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬額の決定)

第5条 別表により定める。

(報酬の支給日)

第6条 役員の報酬は、定められた月額の合計を奇数月の理事会において、前月及び当月の分の報酬を支払う。

(費用)

第7条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払を要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は総会の決議を必要とする。

別表

役職報酬の額（月額）
会長 65,000 円（月額）
副会長・専務理事 50,000 円（月額）
会長・副会長・専務理事以外の役員 33,000 円（月額）

附則

1. この規則は、公益社団法人東京都大田区大森歯科医師会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. 平成31年4月1日一部改正施行